

平成 18 年 度 第 21 回 定 例 会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 19 年 3 月 22 日 (木) 午後 2 時 00 分
場 所 八王子市役所 9 階 903 会議室

第 2 1 回定例会議事日程

1 日 時 平成 1 9 年 3 月 2 2 日 (木) 午後 2 時 0 0 分

2 場 所 八王子市役所 9 階 9 0 3 会議室

3 会議に付すべき事件

第 1 第 6 0 号議案 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定依頼に関する事務処理の報告について

第 2 第 6 1 号議案 八王子市教育委員会事務局職員人事について

第 3 第 6 2 号議案 八王子市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則設定について

第 4 第 6 3 号議案 八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則設定について

第 5 第 6 4 号議案 八王子市図書館条例施行規則の一部を改正する規則設定について

第 6 第 6 5 号議案 学校運営協議会委員の報酬額の設定について

4 報 告 事 項

- ・平成 1 8 年度八王子市教育委員会児童・生徒等表彰について (教育総務課)
- ・第 5 7 回全関東八王子夢街道駅伝競走大会の結果について (スポーツ振興課)
- ・富士森公園テニスコートの利用時間の変更について (スポーツ振興課)

その他報告

第 2 1 回定例会追加議事日程

1 日 時 平成 1 9 年 3 月 2 2 日 (木) 午後 2 時

2 場 所 八王子市役所 9 階 9 0 3 会議室

3 会議に付すべき事件

第 6 6 号議案 八王子市立学校教職員の処置の内申について

八王子市教育委員会

出席委員 (4 名)

委 員 長 (1 番委員) 小田原 榮

委 員 (3 番委員) 川 上 剋 美

委 員 (4 番委員) 齋 藤 健 児

委 員 (5 番委員) 石 川 和 昭

欠席委員 (1 名)

委 員 (2 番委員) 細 野 助 博

教育委員会事務局

教 育 長 (再 掲) 石 川 和 昭

学 校 教 育 部 長 石 垣 繁 雄

学 校 教 育 部 参 事
指 導 室 長 事 務 取 扱 岡 本 昌 己
(教 職 員 人 事 ・ 指 導 担 当)

教 育 総 務 課 長 望 月 正 人

施 設 整 備 課 長 萩 生 田 孝

学 事 課 長 小 泉 和 男

学 校 教 育 部 主 幹
(学 区 等 調 整 担 当 兼
特 別 支 援 教 育 ・ 指 導 事 務 担 当) 小 海 清 秀

指導室統括指導主事	朴 木 一 史
生涯学習スポーツ部長	菊 谷 文 男
生涯学習スポーツ部参事 (図 書 館 担 当)	峯 尾 常 雄
生涯学習総務課長	米 山 満 明
スポーツ振興課長	小 林 大 三
学習支援課長	井 坂 みどり
文化財課長	佐 藤 広
生涯学習スポーツ部主幹 (図 書 館 担 当)	伊 藤 文 丸
生涯学習スポーツ部主幹 (図 書 館 担 当)	武 田 ヒサエ
生涯学習スポーツ部主幹 (図 書 館 担 当)	石 井 里 実
生涯学習スポーツ部主幹 (こども科学館担当)	森 文 男
施設整備課主査	田 代 修
生涯学習総務課主査	三 澤 由香理
生涯学習総務課主査	宮 木 高 一
中央図書館主査	内 田 弘 文
教育総務課主査	山 本 信 男

事務局職員出席者

教育総務課主査	志 萱 龍一郎
担 当 者	後 藤 浩 之
担 当 者	石 川 暢 人

【午後2時00分開会】

小田原委員長 大変お待たせいたしました。本日は、細野委員が欠席ということですが、四名出席していますので、委員会は有効に成立いたしました。

これより、平成18年度第21回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 3番 川上剋美委員 を指名いたします。お願いいたします。

なお、本日、追加日程の提出がありましたが、これにつきましても議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 全員異議ないものと認めます。

また、議事日程中、第61号議案及び追加日程、第66号議案については、議案の性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び第7項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 これも異議ないものと認めます。

それでは、それ以外の案件について進行いたします。

小田原委員長 日程第1、第60号議案 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定依頼に関する事務処理の報告についてを議題に供したいと思います。

米山生涯学習総務課長 それでは、第60号議案について三澤主査から御説明いたします。

三澤生涯学習総務課主査 では、第60号議案について御説明をいたします。

生涯学習スポーツ部内にあります9つの審議会・協議会等を、社会や経済の変化に対応する生涯学習の推進、生涯スポーツの推進、文化の保存・継承の3大目標に対応した審議会・協議会に再構築をするという方針を、2月7日開催の教育委員会で決定いただきまして、生涯学習審議会条例、スポーツ振興審議会条例、博物館協議会条例の設定を市長に依頼しました。

このことにあわせて、各委員の報酬を決定するため、平成19年第1回市議会定例会へ市長が提出する議案の、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定を提出するに当たり、市長から意見を求められました。

改正理由につきましては、現在の審議会・協議会等を変更し、新たな審議会・協議会等を設置するため、改正するものであります。

これにつきましては、2月21日に平成19年第1回市議会の議案を送付するという日程の中で、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の規定に基づきまして、教育長において臨時に代理し、2月20日付で異議のない旨の事務処理をいたしました。こちらが2枚目の文書でございます。

改正内容につきましては、削除する非常勤特別職の職員は、2番の(1)アからキでございます。また、設定する非常勤特別職の職員は、(2)のアからエの委員でございます。また、報酬額につきましては、裏のページにいきまして、3にありますように、生涯学習審議会委員から学習支援委員を定めました。

このことにつきまして、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第2項の規定によりまして、本委員会に承認をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

小田原委員長 本案について生涯学習総務課の説明は終わりました。

何か御質疑ございますか。

齋藤委員 前回のときにもちょっと発言させていただきましたが、これはもう大改革というか、今まで長くあったものを随分いろいろとつくり変えるわけで、その中で全く新しくなるものと、引き継ぐものと、いろいろとあると思うんです。例えば八王子市のスポーツ振興審議会委員というのは、大体1年間にどのくらい会議というものが開かれる予定というのか、これは全く変わってくるから。これからの話ですよ。

同じく3番の八王子市博物館協議会委員というのも、どのくらい年間で会議をやるおつもりなのか。予定なのか。

佐藤文化財課長 博物館に関しては、大体年4回程度を予定しております。

菊谷生涯学習スポーツ部長 所管課長が出ておりませんので私の方でお答えいたします。

スポーツ振興審議会につきましても、おおむね4回程度ということで考えております。

齋藤委員 つまり何を聞きたいかということ、私なんか民間の人間なんです、これを平たく民間の言い方で変えると、月給と日当という感じですよ。つまりこの2番と3番は、日額なので、1回出ればということですよ。だから、こういう形をとっているんですけど、今後この会議をどんどんやっていって、何かいろんなことを決めなきゃならないために、今月は3回集まったとか、例えば4回集まっていたかなきゃならないというよ

うなことが起きてきたときに、この決め方だと、とにかく1日出てきてくださったら、必ずこれを払わなきゃならないという形になりますよね。

米山生涯学習総務課長 月額と日額の大きな違いというのは、月額というのは、会議に出ても出なくても1万2,000円払うという形です。月額にしたのは、基本的には月々やるものについては、その会議以外にも、ふだんでも日常活動にしてくださいという形を考えております。

それから、日額という考え方は、行政の方である程度主体的になって、それについて意見を求めて、その場である程度方向性とか何かを決めると。資料はむしろ行政側が主体的につくっていくような形になりますので、日額で、そのときに知恵を借りるというような形で、出てきて、その人の知恵を借りるという形の日額になっていると。一番大きな違いはそこになります。

齋藤委員 今、お聞きしましたらば、年4回程度ぐらいを両方とも考えていらっしゃるといことなんですが、今のお話の中でも、これから意見をたくさん聞かなきゃならないことが起きたときに、こういう決め方しかないのかな、やっぱり。

小田原委員長 例えば、今のあれでいくと、上の生涯学習審議会委員は年間何回ぐらいやるんですか。

米山生涯学習総務課長 年12回です。最低。12回以上になります。

小田原委員長 単純に計算して、12回で14万4,000円と、年額4回で4万8,000円と、どちらが高いか安いかと、そういう話でしょう。

齋藤委員 そうですね。

小田原委員長 どっちが高いの、安いの。

そういうふうに見ていくと、それほど違いはない。ただ、日額の方の審議会の回数がふえれば、予算の支出はふえるけれども、ふえないように考えると、そういうことになるんじゃないですか。持ち回りでやるとか。

米山生涯学習総務課長 もう一点は、例えば齋藤委員がおっしゃられている、何回かふえるという可能性の部分でございますけれども、今、これ以外に特別に、一手は総合型スポーツクラブの検討委員会とか、特別な重たいものになると、読書のまち八王子推進協議会というのがまた別にありますから、そういう形の設け方ができるので、重要な大きな課題については、別に協議会を設けて、例えば報酬を1回について5,000円とかという、そういう形で考えております。例えば生涯学習プランを作成するときには、生涯学習プラ

ン検討会ということで、別途設けておりますし、スポーツ振興基本計画についても、そのときはそのときで別途検討会を設けています。

ただ、じゃあこの審議会と協議会との役割の部分というの也有りますよね。そういうのを設けたときの。当然ここにもかけて、御意見を聞く。幅広く聞くような形のシステムになると、そういう形で考えていただければいいのかなと思います。

菊谷生涯学習スポーツ部長 非常勤の報酬につきましては、原則が日額、場合によっては時間給というのが大原則です。非常勤ですから、これは毎日勤めるということではございませんので、月額というのが、どちらかという例外的な分野に入るわけです。

ただ、八王子市議会議員の皆さん初め、非常勤の方でも月額という報酬を決めている委員さんもいらっしゃいますけれども、その内容はおおむね業務が日常の中に相当入り込んできているというようなものについては、月額が好ましいだろうということで、市の非常勤の報酬は月額と日額に大別されます。一部年額というのもございますけれども、なかなかその辺、いろいろ議論はありますけれども、今回の部分については、月額というふうに定めたのは、月1回ということもございまして、またかなり委員さんにも役所の方にも出向いていただいて、いろいろ御相談申し上げたりしている部分がございますので、そういう分野については月額としたということでございます。

ですから、日額にして報酬がふえるときも、なくはないと思います。集中的に何かをやるというような場合は、ふえてしまうということはあるかと思ひます。

齋藤委員 つまり何を言いたかったかということ、せつかくこれでいろんな委員会をつくり変えて、やっていくわけですから、決して形骸的なものではなくて、本当にここでどんどんやっていただくと。大切なお金を報酬として払うわけですから、それに見合うだけのことはどんどんやっていただくというふうにつくり変えていくんだらうかと、私は思っているわけです。

だから、やはりこのスポーツ振興審議会の方々も、また博物館協議会の方々も、どんどん働いていただいて、活発な意見をいただいて、八王子の教育委員会のためにいろんな御意見をいただくことが好ましいんだらうと思ひているものですから、それでこういう形になると、ただ年に4回、形骸的に御意見を聞くような会ではなくて、どんどん集まっただいて、どんどん御意見をいただく方がいいだらうと、私は思っているんですよ。そうなってくると、どんどん払う金額がふえてくるんだなというふうに、単純に思っただんすよね。

ほかのいわゆる1番と4番と同じように、ならば月額か何かにしておいて、どんどん来ていただいて、意見をいただいた方がいいのかなというようなことを、ちょっと個人的に思ったものですから、質問させていただいたんです。

今のお答えで、大体年に4回ぐらいを予定しているということですけど、その4回を本当にフルに有意義なものにしてもらって、単純に意見を聞くような会でなくて、どんどん活発な意見をいただけるような会になっていくといいなと思うんですけどね。そうすると、回数がどんどんふえちゃったらどうなるんだろうと、単純なそういう発想の質問だったんですけれども。

小田原委員長 どうですか。単純な意見を聞くだけではなくてという、単純な意見のようなことというのはあるんですか。

米山生涯学習総務課長 日額ですので、今、部長が答弁したように、今のところ、私どもとしては、予測で年4回程度ということで答えただけであって、回数がふえる可能性は、活発になればありますし、予算的にもかかってくるという可能性は非常に高いと思います。

小田原委員長 例えば博物館協議会で、月1回開かなきゃならなくなるということになると、博物館はそんなに問題が山積しているというふうになるのかと、そういう問題にもなるんじゃないですか。

佐藤文化財課長 私たちが考えているのは、活発ということですけども、それは回数に表現されるということではなくて、今までの協議会と違って、こども科学館と郷土資料館の博物館というレベルで、ちょっと違ったところで専門的な意見を聞いていこうということで、例えばこども科学館も郷土資料館も、基本計画みたいな施設の目標を立てて、それをPDCAのサイクルの中でまたチェックしていただいたりとか、今までとはちょっと違ったレベルのところで、回数は少ないかもしれませんが、中身の濃い議論をしたいと考えております。

小田原委員長 P、Cの部分でしょう。D、Aの部分は皆さんの方でやって、すると年4回程度で十分である。中身も濃い議論をしていただくから、これは日額の方が、公費節約の折から適切であるという判断だろうということなんですが、いかがですか。よろしいですか。

そのほかの御質問、御意見ございませんか。

じゃあほかに意見はないようでございますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第60号議案につきましては、教育長の処理が終わって

いるところで、この報告について承認するという事に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。よって、第60号議案についてはそのように決定することにいたしました。

小田原委員長 次に、日程第3、第62号議案 八王子市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則設定について及び日程第4、第63号議案 八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則設定についての2議案は、相互に関連いたしますので、一括議題に供します。

各案について事務局から御説明願います。教育総務課長。

望月教育総務課長 それでは62号議案 八王子市教育委員会事務局処務規則と、それから63号議案、これは学校の指定に関する規則の一部改正について御説明いたします。

これは両議案とも学校教育法の改正がございまして、「特殊教育」から「特別支援教育」へ、あるいは学級名が「特別支援学級」へというふうに変更したことに伴いまして、それに対応するための規則改正でございます。

事務局処務規則につきましては、指導室の分掌事務の第4号のところを「心身障害教育」から「特別支援教育」に変更するものであります。

それから、学校の指定に関する規則につきましては、これを学校教育法の第75条で「特殊学級」というのが改正前の学級の名称でございますが、「特別支援学級」ということに、学校教育法自体が改正されるということになります。それを受けての改正でございますが、この「特別支援学級」につきましては、東京都全体が学級の名称としては、固定の学級と、それから通級の学級両方とも「特別支援学級」という名称で呼ぶということで、学級の名前を定めておりますけれども、この75条につきましては、固定式のみでございますので、したがって同じ「特別支援学級」ということではありますけれども、ここでは固定式の学級のことを指すということになります。

この特別支援学級に就学する児童生徒以外につきましては、その住所を有する区域に対応する市立学校を指定するということが、第2条の規則になっておりまして、その部分について改正しようというものでございます。

説明は以上です。

小田原委員長 教育総務課の説明は終わりました。

本件について何か御質疑ございませんか。

齋藤委員 議案を読む限り、これは文言を整理しているんだなというふうに、私は思っ
て読んでいるんですけども、そのような感じ方でよろしいのでしょうか。というのは、ち
よっと変な質問ですけども、これを言い方を変えているだけでというふうに思っていて
いいのでしょうか、この形というのは。

小田原委員長 もう一言言った方がわかりやすい質問になるんじゃないですか。

望月教育総務課長 直接にはもちろん文言を変えるんですけども、これに先立ちまして、
先日の教育委員会定例会におきまして、心身障害教育の推進計画を御決定いただきました
けれども、当然そういった特別支援教育を実施するという、それから学校教育法自体
が改正したという趣旨、それらを踏まえて、特別支援教育本格実施ということでの趣旨を、
この規則の中に反映、それに対応する事務分掌として、それを直したというものでござい
ます。結果的にはもちろん事務名が変わるだけでございますが、中身とすると、これに先
立つ法改正、それから本市の特別支援教育の推進計画という中で、新たな取り組みとして
位置づけられているというところだと思っております。

小田原委員長 その「心身障害教育」という言葉は、通級には残るんですか。

望月教育総務課長 全部が特別支援教育というふうに、包括的に呼ぶということです。

小田原委員長 それじゃさっきの説明はおかしいんじゃないのか。

望月教育総務課長 これは、申しわけございません。63号議案の方でございますけれど
も、63号議案が言っている「学校教育」、これは第2条中第1項というふうにあります
が、ここの第2条で特殊学級にかかる言葉としまして、「学校教育法第75条に規定する
特殊学級」というふうに言っております。これを「学校教育法第75条に規定する特別支
援学級」というふうに定めるわけですが、もともとこの75条というのは、固定式の学級
しか指していないという意味で、ここでは、人に関する規則では、固定学級の一応例外と
した学校指定をするという位置づけになっておりますので、特別支援教育そのもののやり
方自体が、例えば固定式のことだけだとか、通級学級だけのことだということではないと
いうことです。就学の指定に関する部分での扱いということで、よろしくお願ひしたいと
思います。

小田原委員長 ほかにいかがですか。

よろしいですか。奥歯に何かはさまっている感じがしますけれども。要するに、法が変
わったんだから、別に他意はないということですよ。だから、通級というのは法にない

わけだから、基本的に「心身障害教育学級」とか、あるいは「特殊学級」とか、
そういう呼び方をしているわけではないんだから、これからは「特別支援教育」ないし
「特別支援学級」というふうになるんですよということ、それだけだということですよ。
望月教育総務課長　そうです。

小田原委員長　では、特にならぬようでございますので、第62号議案及び第63号議案の
2議案については、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長　続いて、日程第5、第64号議案　八王子市図書館条例施行規則の一部を
改正する規則設定についてを議題に供します。

本案について図書館から御説明願います。

石井生涯学習スポーツ部主幹　それでは、64号議案にかかわります八王子市図書館条例
施行規則の一部を改正する規則設定について御説明をいたします。

説明につきましては、中央図書館内田主査より御説明いたします。

内田中央図書館主査　まず、改正の図書館条例施行規則の一部を改正する御説明を申し上
げます。

まず、改正理由でございますが、市民の貴重な財産である図書館資料を、定められた返
納期日を守らない利用者があるため、公平に利用できず、有効に活用されない状況があり
ます。また、図書館資料を借りるための利用者カードに更新制度がないため、転出者や死
亡者などが登録されたままになっています。この状態を解消し、図書館資料の適正な管理
を目指すため、貸し出し制限措置及び利用者カードの更新制度を導入するものであります。

まず、貸し出し制限措置につきまして、目的が図書館資料の貸し出し期間は2週間と定
められているが、返納を怠る利用者に対し、貸し出し制限措置を実施することにより、返
納を促し、図書館資料の適正な管理に努めるものでございます。

内容につきましては、返納期日から1カ月間返納を怠った場合、その翌日から貸し出し
停止とし、返却した時点で貸し出し停止措置を解除するものでございます。

効果としましては、返納期日を守ることにより、滞納資料の減少が見込まれ、有効活用
が図られるということでございます。

次に、利用者カード更新制度の導入についてでございます。

まず、目的につきましては、図書館の利用者カードは、一度登録すると、本人が届けな
い限り継続したままである。平成18年3月末で約30万人が登録しており、利用実態の

ない者も多く含まれております。そのため利用者カード更新制度を導入し、利用実態に則した登録内容とし、個人情報の適正な管理を行うものでございます。

内容としましては、利用者カードの有効期限を5年間として、更新することができるものでございます。

効果といたしましては、個人情報の適正な管理ができ、実態に則した登録情報を保有することができるというものでございます。

平成19年度予算といたしまして、図書館のこれに係る図書館電算システムの修正委託料として、510万5,000円を計上しているものでございます。

市民への周知としましては、4月1日の市の広報、図書館ホームページ等で周知するものでございます。

その他は別紙、八王子市図書館条例施行規則の新旧対照表のとおりでございます。

それから、もう一点でございますが、附則でございますが、第7条及び別表1、別表2につきまして期間、冊数につきまして、4月1日から施行いたしたく、調整後、改正したいと思います。

以上です。

小田原委員長 図書館からの説明は終わりました。

本案について御質疑ございませんか。

齋藤委員 この件については、以前、何度か資料をいただいているんですが、毎回、最後のところで、忙しいところで時間がなくなってしまって、ゆっくりこれを聞いている時間がなかったと思うんですが、ちょっと教えていただきたいんですけども、今、八王子の図書館で本を借りる。そうすると、2週間、いわゆる貸し出し期間があるわけですね。その2週間の返納日の段階で、どのくらい返ってきているんですが。

石井生涯学習スポーツ部主幹 まず、その調査した数値がございまして、2週間後の要するに返却率でございますが、約53%。これは資料数にして、約53.4%程度が返ってきております。

小田原委員長 半分返ってこないということなんですか。

石井生涯学習スポーツ部主幹 そうです。

齋藤委員 返ってこなかった人に対して、今度は貸し出し停止処分をいろいろ考えようとしているわけですけども、今までどうしていらっしゃるんですか。

石井生涯学習スポーツ部主幹 未返納者に対する督促でございますけれども、これについ

ては2通りの方法で今、やっております。1点は、はがきによる督促。これについては、1カ月、2カ月、6カ月で、返納期限からその時点で督促はがきを出しています。

もう一点は、電話による督促です。電話につきましては、予約が入った資料につきましては、随時行ってはおりますけれども、特に返納日から2週間経過した時点で、電話等によりまして督促をしている状況です。

齋藤委員 今のお話ですと、督促はがきを最初に出すのは、返納日を過ぎてから1カ月目に一番最初に出すわけですか。1カ月たった人に対して。

石井生涯学習スポーツ部主幹 そうです。

齋藤委員 ということは、平たく言うと、1カ月間は今のところは目をつぶっているというか、本来返しに来なきゃならない日より1カ月間は、とりあえず待っていると。

石井生涯学習スポーツ部主幹 そうです。

齋藤委員 1カ月間返しに来なかったときに、初めて督促状を出すというのが、今までなんです。

石井生涯学習スポーツ部主幹 そうです。

小田原委員長 どうですか。市民感覚というか、民間から言わせれば、とんでもないことが行われてきたし、これからも1カ月待ってやるわけだから、そんなことでいいのという感じはしないわけじゃないけれど、まあできるという範囲がここら辺しかないという、そういうことですよ。

石井生涯学習スポーツ部主幹 そうです。

今回、1カ月ということの根拠ですけど、それは返納日から、他市によっては3カ月だとか6カ月、そういう時点で貸し出し停止をしている市もございます。ですけど、あまりこれは長いと、これは実効性がありません。それでは、返納日、直そこで貸し出し停止にすればいいんじゃないかというような御意見もあるかと思えますけれども、実際、今、地区図書室、あるいはみなみ野の方にみなみちゃんという図書室がございます。そこに返却されたものにつきましては、そこで返却処理ができません。それをいったん中央図書館へ運びます。中央図書館へ運んだ中で、そこで返却処理をしている状況です。その期間が大体1週間から10日近く必要となりますので、現状では返却日即貸し出し停止というような措置をとることは、かなり難しい状況と思われ。

小田原委員長 じゃあ10日でできないんですか。

石井生涯学習スポーツ部主幹 実際に本を返却される方というのは、本来でしたら、当然

約束ですので、2週間で返していただくことになっております。ですけど、実際うっかり忘れてたりする方もございます。そういうような方に対して、貸し出し停止をするというのは、本来の筋ではありませんので、あくまでも約1カ月程度延滞をされている方、そこまでいくと、約90数%の方が返却していますので、本当に返さない人に対して貸し出し停止措置、これをとっていきたいという意味で、1カ月というような期間を設定したところ
です。

小田原委員長　だから、私がこだわるのは、本当に返さない人というのは、どういう人な
んですか。それは故意と、本当に返さないというのとどこで見分けるんですか。うっかり
というのと。

石井生涯学習スポーツ部主幹　うっかりというのは、例えば1カ月以内ですと、ほとんど
返してくれるわけですね。例えば1カ月、2カ月、6カ月ということで督促はがきを出し
ております。出したにもかかわらず、返却をしてこない。こういうような方もいらっしや
いますので、そういうような方に対しては、貸し出し停止をしていこうというようなこと
です。

小田原委員長　だから、私が言っているのは、10日で返却処理ができるわけだから、1
0日たって督促を出すことができるわけでしょう。そうしたら、うっかりの方は大体戻っ
てくるわけですよ。その47%のうちのどれだけが返ってくるかわかりませんけれど。

本当に返さないというのは、1カ月たっても返さない。返すつもりがないという人がど
のくらいいるのか。そういう人に、何も1カ月も2カ月も待つ必要はないと、私は思うん
ですよ。だから、10日たって、督促を出して、もう貸し出ししませんよと。この通知と
入れ違いにお返しになった場合には大変申しわけありませんという、年間講読とか何とか
のようなときの請求書を送る場合には、そういうような文面がついていますよね。そうい
うので済む話じゃないかと、普通は思うんだけど、それができないということであれば、
とりあえずこれで仕方がないのかなと。そこら辺を言っていたらいいんじゃないか。

石井生涯学習スポーツ部主幹　現在、八王子市の図書館では約280万冊、年間、図書館
資料を貸し出しています。その中では、10日間で切るとなると、かなりの方がやはりそ
こで返ってきていないわけです。その方に対する督促、例えば仮にはがきを出すにしても、
はがきの郵送料、そういうようなものもかなり必要になります。そういうような経費的な
面も考えて、ある程度、1カ月程度が妥当な線ではないかというようなことで判断をさせ
ていただきました。

川上委員　それでは、返納率といいますのは、2週間で53%とおっしゃいましたか。黙ってれば、あとの1カ月で、もちろんそのほかの処理の10日間のも含めて、1カ月でどのくらい返ってくるんですか。

石井生涯学習スポーツ部主幹　1カ月ですと、約85%返っています。1カ月というのは、要するに貸し出してから1カ月後ということですね。

それと、あと6週間後になりますね。6週間後になりますと、約95%は返っております。

峯尾生涯学習スポーツ部参事　何カ月で切るか、何週間で切るかは、大変難しい問題でございます。いろいろな意見がございました。やはり図書館はだれでも使える施設ということで、うっかり忘れてる人までも、これは権利の制限になりますので、そこまでは厳しい措置というのは求めないということにいたしました。この件につきましては、図書館協議会の委員さん方に諮りまして、1カ月ということでお諮りしたところですけども、特段これについては異論というのはいっていないところでございます。

小田原委員長　異論がないということは、どういうことですか。

峯尾生涯学習スポーツ部参事　御賛同いただけたというふうに思っております。

小田原委員長　それはそうなんだけれども、それが妥当で、それ以上延ばしても、あまり意味がない。短くしても、それは無理だという、そういうことか。

峯尾生涯学習スポーツ部参事　特段御意見といいますか、これに対してのいいとか、だめだとかいうことはなかったわけですけども、やはりあまり長くしますと、待っている人とのバランスもございまして、やはり短くし過ぎても、うっかりしている人までも権利を制限してしまうということで、バランス上1カ月とさせていただきます。

それで、1カ月の間にリクエストが入ったような場合には、私どもから電話をかけていますので、リクエストが入ったから、すぐ返してくださいということで、待っている人にもそう影響がないという中で、市民感覚といいますか、バランス上1カ月とさせていただきます。

小田原委員長　ということですが、いかがですか。

齋藤委員　やはりこれも相当いろいろと話し合っ、いろいろな協議会の中でも話し合っ、この案を立ち上げたんでしょし、また今まで野放しで何もしていなかったところを、1カ月後であっても、貸し出し停止処分をつくらうとしているわけですから、今までよりは格段の大きな、いわゆる前進だということはよくわかります。

ただ、やはりこれから先のことを考えていったときに、どうしても私の感覚で言わせていただければ、2週間で返してくださいという約束のもとで貸しているわけですよね。そこで返してこなかったものは、やはりそれはルールを破っているんですよ。

だから、今、言われているうっかりの方というか、2週間後で約5割ですよね。53%しか返してこない。それで、それから1カ月たつと、大体4割の方はまたそれから返してくるわけですよね。その4割の方のうち、本当にうっかりの方がどのくらいかということを見ると、私は相当少数だと思います。個人的な感覚として。あとの残りの方はやっぱり甘えているんですね。何も言われないと。大体貸し出しは2週間だけど、1カ月ぐらいの間に返せば、何も処分されないと。何も無いということで、やっぱり甘えているんだと思います。

私は、こういうルールづくりを今後していくのであるならば、2週間という期間が適切かどうかですね。やはり八王子は、これだけ広いまちの中で、図書館の数が非常に少ないですから、貸し出し期間を3週間ぐらいにして、それでその段階で返してこなかった人は、もう即貸し出し停止というような形にしていく方が、正当だと思いますけどね。

今すぐそれに変えていくことができなければ、今後の対策として、やっぱり検討していく内容だと思います。恐らくこれで改正しても、やはり2週間後に返してくる53%は、ずっと53%だと思いますよ。それで、残りの1カ月の間に、大体4割の方が返してくる。この状況は恐らく変わらないでしょうね。

問題は、それでも返してこない方を厳しく処分していこうということなんでしょうけれども、言い方が失礼だったら、御容赦いただきたいんですけども、ちょっとこのだらだら感というものは改善されない。もっと変えるのであるならば、ルールはルールとしてぴしっとつくって、そこで守っていただけない人には貸し出しを停止していくというのは、本来のやり方だと私は思います。

小田原委員長　いかがですか。

峯尾生涯学習スポーツ部参事　なかなかびたつと2週間、地区図書室もありますので、3週間とか御意見がありましたけれども、やはり図書館法の精神は、善意の利用というのを前提としておりますので、そういったことを考えますと、やっぱりうっかり忘れている人に対しては、少し大目に見てあげるといいですか、そういう施設であろうというふうに思っております。

齋藤委員　当然わかるんですよ。急に病気になってしまったりとか、行きたくても行けな

くなってしまう場合もあるでしょうし、いろんな理由も考えられますし、うっかりということも当然あると思うんですが、そういう場合でもし言うのであるならば、遅れた理由をちゃんと添付した方については承諾するとかと、そういう考え方は幾らでもあるような気がするんですよ。

だから、とにかく私は、本来返さなきゃならないにもかかわらず、1カ月間の間に返しに来る4割の方のうち、うっかりの人というのは、本当に少ないと思いますよ。その方たちをそのままにしておいていいのかなということが若干ひっかかる。残りの30何%の方は、この制度に甘えているんだと思います。

それで、次に借りたい方に迷惑になっていなければいいんですけども、やはり迷惑にはなるんだと思いますよね。次に借りたい方のところにも、なかなか返ってこないんだから。

川上委員 次の借りたい方というのが、もちろん行って、すぐそばにあれば、借りられますけれど、その場合にはすぐ電話で。例えば電話をして、リクエストがあった場合には、電話で催促をすると。その催促をしたら、どのくらいで返ってきますか。

小田原委員長 すぐ返ってくるんだよね。つまりさっき齋藤さんから、手放しだったと言われたときに、怒らなきゃいけないんだ、本来。電話しているわけでしょう。それは返ってきているんじゃないのか。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 電話をすれば、かなり返ってくるものもありますし、現実に返ってこないものもあります。

小田原委員長 そういったときに何か措置をするよ、こういう制度がありますよと言ってやれば、すぐ返してくると思うんだよね。はがきでやると、はがきが50円でしょう。電話だと、10円でしょう。10円よりも安いのか。電話でやるということなんじゃないかな。手は打っているわけですよ。

齋藤さんの言っている、厳しくやろうということとは、図書館の方で言っているサービス、あるいは善意を前提とする、そういうのとの違いというのは、そう私は違わないと思うんだけどね。読みたい方がいるのに戻ってこないということについて、どうしようか。そういうサービスを向上させようということのためには、うっかりとか、あるいは本を読みたいという人たちの気持ちを傷つけるようなことは、あまりしたくない。これは図書館の精神だと。読書のまち推進のためには、これが最善だということになるんですかね。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 確かに齋藤先生のおっしゃるような議論もございましたけ

れども、やはりまず内部でいろいろ議論を尽くした結果、まずこれで進んでみようということでございます。

小田原委員長 一歩前へ出ようと。だから、これはお認めいただきたいということなんです、いかがでしょう。

齋藤委員 それについては大きな前進だと思いますし、先ほど私がお話したことについては訂正させていただきます。失礼いたしました。今までも御努力なさっていらっしゃるでしょうけれども、大きな、また新たな前進だと思いますし、このことについてとやかくということはありません。ただ、やはり制度として、これがゴールだというふうには思わずに、やはりまたいろいろとこれでデータをとっていきながら、検討していく必要性は残っているんじゃないかと、私は思います。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 努力いたします。

参考に1つだけ申し上げたいと思いますけれども、4月1日号の広報で、1面から3面まで「図書館のマナーについて考える」という特集号が出される予定でございますので、御報告申し上げておきます。本来、4月1日号ですから、桜が出るところでしょうけれども、1面から3面まで特集号が組まれる予定ですので、御報告いたします。

小田原委員長 その市の広報、それに返納がおくれると貸し出し禁止とあって、どかんと出すんですよ。それで、実はそんなに厳しくないよという中身だから。けれども、あっと驚くことをやれば、ああ返さなきゃいけないというようになる。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 きょうお認めただければのお話ですけれども、まず1面ですから、ペナルティー実施とか、そういうことは控えるようにいたしまして、「本にもっと愛情を」と、この出だしでスタートいたします。

小田原委員長 後の人が待っているとかね。わかりました。

ということで、特に御異議なければお諮りいたしますけれども、第64号議案につきましては、このように決定するということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。よって、第64号議案はそのように決定することにいたしました。

それでは、広報の方はよろしく御検討ください。

小田原委員長 引き続きまして、日程第6、第65号議案 学校運営協議会委員の報酬額

の設定についてを議題に供します。

本案について教育総務課から御説明願います。

望月教育総務課長 第65号議案は学校運営協議会委員の報酬額の設定ということで、ここで御決定いただくという議案でございます。

既に学校運営協議会に関する規則につきましては、前回の定例会の方で御決定いただきまして、現在、その報酬について、当初予算、来年度の予算ということで議会の方にも上程されているところでございます。

その報酬額を定めている予算議案を提出する前の段階として、市長の方に決裁をもらっております。中身とすると、今、お配りしました非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例というものでございますが、恐れ入ります、これの一番裏面をごらんいただいて、この74号というところに「前各号に定める以外の特別職の職員」、こういう区分がございまして、これについて額は「職務の内容に基づき、常勤職員の給与との均衡を考慮して任命権者が定める額」ということになっておりますが、この74号に該当させて、任命権者において決定するということにつきまして、市長の方の決定を既にいただいているというところでございます。

したがって、本日、その任命権者としての教育委員会で決定をお願いしたいというところでございます。

この金額でございますが、年額1万2,000円というふうに設定しておりますが、これは何回かの学校運営協議会に関する御協議の中でも、おおむね御承認いただいたところでございまして、地域住民のボランティア的な要素が強いというところから、このような額にしているというところでございます。

今後でございますが、予算が可決された場合に、初めて執行可能になりますが、支払いについては、4月から3月というのが1年度ということの年度の区分になりまして、3月に年額分一括支払い 一括といいますが、この金額でございますけれども 1回払いで支払うということになります。

報酬額については以上でございますが、現在学校運営協議会の委員につきまして、各学校3校から、校長から推薦が上がっておりまして、教育長の方で最終的に決定することで、現在審査しているところでございます。

説明は以上でございます。

小田原委員長 教育総務課の説明は終わりました。

本案について何か御質疑ございませんか。

齋藤委員 この話については、再三話も出てきていますので、今、望月課長がおっしゃったとおり、何度も意見を調整と言いましたけれども、その都度、私も言っているわけですが、この金額が安いのか、高いのかという問題はさておいて、先ほどの60号議案と考えたときに、ちょっとあまりにも差があるんじゃないかなということは否めないと思うんです。私は、第六中学校の準備委員会の方で、ちょっと会議などでも内容を聞いておるんですけれども、先日、望月課長と一緒に六中の会議も出ましたけれども、年15回ですよ。年に15回やると言っていましたね。（「9回ですよ」と呼ぶ者あり）そうだった。準備のことも考えると、10何回出なきゃならないと言われていたような気がするんですよ。

いずれにしても、今、9回とおっしゃったので、9回で、土曜日の午前中を使って、徹底的にやりましょうという形でスタートするのにおいては、あまりにも先ほどの60号議案と比べたときに、これが適正なのかどうかというのは、首をかしげます。これが安いというのか、ほかが高いのか。差があり過ぎませんか。

望月教育総務課長 今まで御議論いただいたところでございますが、今までの御議論を踏まえて、一応この額ということで提出させていただきましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

小田原委員長 安い、高いかということと言うと、私たちの月額、学校医の月額を考えたとき、この年額はあまりにも額が小さい。確かなんです。だから、それについては、別途根本的に考える必要があるかもしれない。今の齋藤委員の話も聞けばね。年何回出るとはわからないけれども、じゃあ私たちは年何回出ると。そのほかにいっぱいいろいろあるわけだけど、委員会以外にね。学校医は学校に1カ月に1遍程度来ることになっているんだと思うけど、実態を考えたときに、何十万という額でいいのかという、そういう話になっちゃうんだよね。

仕事の性質上、内容上からいって、年額1万2,000円でお願ひしたい。それでも額は低いけれども、お願ひしたい。学校を運営するに当たっての貴重な御意見をいただきたい。それがこの委員ですよということだと思いますけれども、いかがですか。

齋藤委員 これについても、先ほど言ったように、ずっと話し合われてきたことですから、今、ここで言っている、これはあかぬことだと思います。これでスタートしていくんだと思うけれども、また教育委員会の中で、今後やはりこの委員会の内

容というものをよく吟味しながら、今後、検討の余地は、先ほどと同じことになるかもしれませんが、今後の様子をやはり見ていくべきのような気がします。全くのボランティアにしてしまうという案も、もちろん逆にあるかもしれませんが、内容をよく考えながら、今後この報酬額というものについては、見ていく必要性はあると思います。

とりあえずこれでスタートするという事は、もう何度も話し合ってきたことですから、いたし方ないと思います。

石川教育長 確かに比較で考えると、どうしてもそういう思いが出てきますけれども、ただ現在やっている学校評議員も無償でやっていただいているんですね。それとのバランスもありますし、それからこの学校運営協議会、コミュニティスクールというのが、学校活性化と同時に、地域の活性化をも狙いに行っている。地域にも歓迎されるという、もちろんそういう意味合いがあるんだろうと思っているんですね。

今後、できるだけ評議員から学校運営協議会を設けたコミュニティスクールにしていくに当たっては、このくらいのところでスタートし、もし仮にあまりにも持ち出しが多いとか、負担が大きいというような場合には、改めて検討するという事で、とにかくスタートしてみようということで始めたものですから、ぜひこれをお願いをしたいと思いますが、それでも。

小田原委員長 さらに伺いますれば、全部の学校に運営協議会が設定されることもあり得るわけですね。そうすると、学校評議員と同じような扱いにならざるを得ないということもあるだろうというふうに思いますが。

そのほかについての御質疑、御意見ございませんか。

よろしいですか。

今の御意見を踏まえて、今後また学校運営協議会がどういうふうに展開していくかということを見ながら、状況の変化があれば、また御検討いただくということで、本案については特に御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 ないということで、第65号議案につきましても、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 続いて、報告事項となります。

教育総務課から順次報告願います。

望月教育総務課長　それでは、お手元に資料がございますが、平成18年度の八王子市教育委員会児童・生徒等表彰でございます。

これは表彰規程の第3条の児童・生徒表彰、それから第4条に基づく一般表彰の受賞でございます。

まず、児童・生徒表彰のうち、第2号については、特に他の模範とするに足る行為があったものということで、1件。これは中学校のボランティア部を対象として、表彰いたしました。

それから、第3条の3号、これも児童・生徒表彰でございますが、表彰するのが適当であると認める成績または行為ということで、体育関係の大会、それから文化関係の大会等で表彰にふさわしい成績をおさめたということで、95件、95の団体と個人に表彰いたしました。

それから、第4条2号につきましては、社会教育、社会体育、その他の文化活動において、特に優秀な成績を上げたものということで、8人の方に表彰をいたしました。

それから、第4条第3号でございます。これは一般表彰でございますが、その他教育委員会が表彰するのが適当であると認める業績または行為ということで、32の個人または団体の方の表彰というふうにいたしました。これにつきましては、こちらの例示にありますように、特に学校安全ボランティアなど、ほとんど毎日のように通学路に立って、子どもの見守りをしていただくということで、その奉仕の気持ちに対する感謝も込めまして、表彰するというものでございます。

表彰式につきましては、上の3つにつきましては、去る3月14日に、市長も御出席いただきまして、この3件に該当する児童生徒、それから社会人のうち、全国大会以上の大会での活躍した方27名をお呼びして、表彰式が行われまして、今回初めて八王子のテレビメディアでも取り上げていただいて、放映がされたところでございます。

それから、一番下の第4条3号につきましては、これは3月26日、来週の月曜日でございますが、午後3時から教育センターで表彰をする予定でございます。

それぞれの氏名につきましては、別紙の方に記載されているとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

報告は以上でございます。

小田原委員長　ただいまの報告について、何か御質疑ございませんか。

齋藤委員　報告内容なので、手短で結構なんですけど、こうやって頑張っている人たちをバ

ックアップしていくというのは、私は個人的には大賛成なんですけれども、単純な質問として、教育委員会が表彰するという事なんですが、こういう団体や個人を、どういう方がどういう経緯で選出して、決定しているかというところを教えていただければと思います。

望月教育総務課長　これは教育委員会の各所管にまず全部情報を収集して、こういった成績を上げている方、あるいは表彰するに値する方がいるかどうかということで、ふだんから生涯学習部を含めて、教育委員会全体の方でアンテナを張るといいますか、情報収集に努めているところでございますが、あわせて学校長の方に推薦していただくと。こういったことに該当する方はぜひ名前を挙げてほしいということで、学校長に推薦していただくようにしてございます。

その推薦の際、前年度から、単に学校の中だけではなくて、地域のいろんな、評議員をやられている方もいらっしゃいますし、いろんな関係で学校に関係している方で、地域での取り組みといいたし、地域でのいろんな活動していただいている社会人ですとか、それから児童生徒も含めて、そういった学校教育以外の分でも吸い上げられるようにということで、推薦を挙げていただいております。

その上で、これは表彰規程の第8条にございますけれども、表彰の審査会を、学校教育部長を座長にしまして、開いております、これを審査して通す。この審査に当たっては、もともと、例えば大会であれば全体の参加者が何人で、何%の枠内に入ったかという、一応そういった数字でまずは成績が、相対的なものでございますけれども、どの程度の高いパーセンテージで選出された方なのかということも、1つの基準に置いております。それ以外にも、そういった数字にあらわれないものについては、中身を見て、審査をして、そちらの方で審査会で候補を挙げ、最終的には教育長決裁で決定したというところでございます。

齋藤委員　よくわかりました。体育関係の方でも、今、望月さんがおっしゃるとおり、大会か何かがあって、この大会以上のレベルという、これはもうある程度ははっきりしています。全国大会に出たとか、東京都で優勝したとかというのが。結果がはっきり見えるものと、例えばボランティア活動なんていうことになると、これは八王子のどの地区へ行っても、大なり小なりやられている方がいますよね。ボランティアを一生懸命やられている方がいます。うちの地域などでも本当に一生懸命やっている方がいらっしゃいますし、このあたりの表彰をするに当たって、どういうふうに吸い上げていくかという情報を適切

に得られているかなというところが、若干感じるなというところですね。

体育関係とか文化関係というのは、ある程度コンクールだとか大会というもので、はっきりしてきますので、このあたりは意味はわかります。ちょっとボランティアあたりが、今後こうやって元気をつけていって、表彰していこうというのであるならば、公平にやられていけばいいなというふうに思いますけれども。

小田原委員長　それに関連すると、連続表彰というのがあるのか、ないのか。そこら辺はどうなんですか。

望月教育総務課長　今の連続表彰というのは、第4条3号、一番下のところでございますでしょうか。

小田原委員長　つまり今の齋藤さんの話だと、全国大会へ中学1年のときから3年続ければ、3回もらえるわけですよ。ところが、ボランティアとか見回りとか、学校の交通安全とかでは、各学校がほとんど行われている。それも善意のボランティアでやってもらっている部分が多いわけですよ。

そうすると、毎年全部の学校が対象になるんじゃないか。だから、吸い上げろというふうにおっしゃっているわけだけど、吸い上げ方がまずいんじゃないかというふうにも聞こえるんですよ。例えば恩方一小でしたっけ。ものすごくやっているわけだよ。学校の中を見回りして、学校の先生が見回らなくてもいいぐらいになっているわけですよ。そこは毎年やったっていいんじゃないか。けども、前にやっていれば、毎年やらなくて、しばらく間を置くというふうになっているというようなことがあるんじゃないですか。

望月教育総務課長　この第4条3号で、具体的にそういう地道な、特に安全の問題でボランティア活動をされている方というのは、実は昨年度初めて表彰ということで、感謝ということもあるんですけども、表彰ということでスタートしたということです。

しばらく何年かは新しい方をというふうに考えておりますけれども、これは審査会の中でも継続的な課題と。もう一回表彰しようということについて、2度目3度目の表彰ということも、今度の検討課題になっているところで、今、具体的に基準を持っておりませんが、いずれそういうことをこれから考えていきたいと思いますということで、一応検討課題ということにはなっております。

齋藤委員　つまり小田原先生が今、おっしゃってくださったように、他の地域にずば抜けて、このボランティア活動が本当に優秀にやられているところだったら、毎年表彰したっていいということですよ。体育関係だとか文化関係の大会と同じようにね。そこら辺を

しっかり、始めたことであるならば、単純に周り当番的に、ことしはここ、次はこの地区からみたいな形にならないようにした方がいいと、私は思います。

小田原委員長 ボランティアだから、そんなことを当てにしているわけではないと、辞退されるかもしれないけれども、考えていいことだろうと思います。

石垣学校教育部長 親切会の表彰なんですけれども、やはりこういうボランティアでの表彰が該当事項としてございます。その中では、これはちょっと私が不安を感じて担当している部分なんですけれども、1回表彰しますと、その後、例えば5年間さらに継続して同じ業務の中で該当しますと、5年後にもう一回受けられると、そういうような規定もございますので、そんなことも参考にしながらやっていきたいなと思います。体育関係での成績とはちょっと違う部分もございます。そこら辺のところも工夫しながら、審査会の中で決めていきたいなと思っております。

小田原委員長 教員の特別昇級制度というのがありまして、それはきわめてすぐれた教員は12カ月短縮するみたいな制度があるんですよね。これは従来は連続して短縮するというようなことはしない定めがあったんだけど、それがなくなっていると思いますが、すぐれた者に対しては連続することもあって構わないだろうというふうに思いますので、それが5年の間隔を置くか、それはまた検討するというので、そういう意見があったということで、また御研究いただければというふうに思います。

そのほかに何か御質疑、御意見ございませんか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 じゃあ、表彰については以上で、次に移りたいと思います。

スポーツ振興課からお願いします。

小林スポーツ振興課長 それでは、第57回全関東八王子夢街道駅伝競走大会の結果につきまして、資料に基づき、御説明いたします。

2月25日に開催されました夢街道駅伝なんですけど、申し込みの時点で325チームあったんですけど、実際当日走られたチームは315チームでした。選手総数としては1,277名。時間閉門と選手が足りず失格したチームが2チームありまして、最後までたすきがつながったのが313チームでした。

成績の方は、下段に書いてあります1部から7部まで、実力のあるところが全部勝ってございます。

当日はボランティア1,500名程度の協力、また関係各機関の全面的な協力で、事故もなく、無事に終了することができました。

報告は以上でございます。

小田原委員長　ただいまのスポーツ振興課の報告について、何か御質疑、御意見ございませんか。

齋藤委員　国道を止めてやっている、大変これから八王子をアピールしていくために、非常にすばらしい大会だというふうに、私は思っておりますけれども、このいただいた資料の中にも、昨年よりも一般の参加チーム数がどんと22減ったというものの大きな原因は何か。

小林スポーツ振興課長　この1週間前に東京マラソンというのがございまして、その影響でかなりの人数がそちらの方に流れたかなということが、まず1つ考えられると思います。

小田原委員長　企業が陸上部をなくしているということはないんですか。

小林スポーツ振興課長　陸上部というか、陸上全体が少し、ある意味では低迷しているという言い方も変ですけども、特に中学生のレベルなんかは、それほど活動しているチームが少ないようにも思います。

小田原委員長　いや、一般男子のチーム減が大きいから、落ち込んでいるからということですか。

小林スポーツ振興課長　一般男子の部はやっぱり東京マラソンかと思っておりますけれども。

小田原委員長　ああ、そうですか。

川上委員　ことは新記録が出たんじゃないですか。

小林スポーツ振興課長　はい。中央大学が全体的に記録になっています。

小田原委員長　これは箱根のメンバーか。

小林スポーツ振興課長　そうです。中大の最後を走った人は、前回の箱根を走った選手です。区間新記録もとっています。長野の佐久長聖の上野裕一郎です。箱根組をそろえると、本当に圧倒的に強くなっちゃうんですね。

小田原委員長　法政は出ているのか。

小林スポーツ振興課長　法政も出ましたけれども、今回はだめだったです。

小田原委員長　この失格1というのは何ですか。

小林スポーツ振興課長　失格1の青年会議所さんは、今回は道路を規制するという関係で、いたずらに時間の遅いチームは大会参加を御遠慮いただくということで、男子の部は5

キロで22分30秒という時間関門を設けたんですよ。それにひっかかってしまって、タイムオーバーということで、1チーム、青年会議所さんはだめでした。

2部の駿河台大学Bチームは、選手がもともと1人しか来ていないということで、1区だけで終了してしまったということです。

今回、道路を全面規制する場所がありまして、警察との調整の中で、できるだけいたずらに遅いチームのためにいつまでも規制がかかっているというのは、市民の理解も得られないということで、今回新たに時間関門というのを設けたということです。

川上委員 繰り上げ出発はなさらないんですか。

小田原委員長 そう失格にしないでね。

小林スポーツ振興課長 繰り上げはいいんですけども、選手はその間来ますから、結局その間全面規制をとらないと、繰り上げじゃ規制が解除できない。

川上委員 途中でやめさせるんですか。

小林スポーツ振興課長 そうです。その時間までに来ないチームは、もうそこで中止にさせちゃうんです。

川上委員 走っている途中でですか。

小林スポーツ振興課長 途中でというか、そこで時間オーバーの時点で、もうだめですということで、次が待っていても、もうおしまいと。

小田原委員長 歩道を走らせればいい。1人なんだから。

小林スポーツ振興課長 一応そういう事前の要項の中に入っていましたので、ちょっとかわいそうなようですけれども、仕方がないということで、今回はそうさせていただいた。

川上委員 当日も申し上げたというふうに思うんですが、表彰式のことです。少しこれからお考えをいただいて、八王子のこれだけ取り上げられる、みんなが参加して、ボランティアが1,500名もというところでやっているんですから、もう少しきちんとしたことをしていただければと思います。

それから、事前に当日の時間的な予定表というものは、各チームに渡っているんでしょうか。

小林スポーツ振興課長 はい。

川上委員 ということは、何時何分に始まって、予定と書いてありますが、12時、表彰式ということは、皆さん、参加者は御存じですか。

小林スポーツ振興課長 はい。

川上委員 知らないということは、その御本人の過失ですわね。

小林スポーツ振興課長 一応、何時ごろから南多摩高校で閉会式をやるというのは、参加チームに全部御案内して、大会前に1回会議をやるわけですけども、その時点でも御案内していますし。ただ、上位にいないチームは、当然参加しないということで……。今回、最初に表彰をしまして、トロフィーなんかを渡した後に、最後に審判長講評という段になったときに、勝って並んでいるチームがほとんど、そこからどこかへいなくなってしまったと。12時ということで、御飯を食べたかったんでしょうけれども、審判長講評のときに人がいなくて、翌日、理事者の方に報告した段でもしかられたんですが、閉会式のやり方を考えるということで、黒須市長から厳しくお叱りを受けたんです。

来年は、先に審判長の講評なりをしていただいた後にトロフィーを渡すとか、全員がそこにいる形をぜひとりたいと思います。今回も残ってほしいというふうに、ちゃんと言っただけではあったんですが、徹底が足らなかったということで、いただくものをいただいたら、皆さん帰られてしまったという形で、ちょっと審判長には大変お気の毒なというか、閉会式自体が寂しいものになってしまったということが、1つあると思うので、次回の反省材料にしたいと思います。

川上委員 それともう1つ、私がちょっと気になったのは、その前で2月のときでしたが、どこかの体育大会に中学生が参加する場合には、引率のことが問題になりましたね。学外の指導者が引率できるのか。それとも学校の担当者が引率しなければいけないという規則があるというのは齋藤委員から出ていました。やはりこれも指導のうちの1つだと思うんですね。これは一般の方もいらっしゃいますけど、中学生も出ていますので、これもやはり教育の一環だろうと。そういうところに参加するという。それはやっぱり引率の責任が大きいというふうに思いました。

ちょうど次に伺ったところがありますので、やっぱり教員側も、引率する側もそういうこと。それには事前の連絡ということで、先ほどお聞きしたのですけれど、やはりそういうときには学外の指導員、それから学内の顧問といいますが、そういう指導者がつくことというふうな規則があるというには、一理あるようにも思ったんです。

学校の顧問が指導をしていて、その表彰式の時間を知らなかったと。そのとき昼食に行っていたと。引率者ですね。顧問かどうかは知りませんが、引率者。ですから、それは学内の方でそういうことを言うこと自体がちょっとおかしいんじゃないかなと。それは齋藤先生のおっしゃった大会とは違うのかどうか、そこも私にはよくわかりませんが。

やはり中学生、高校生なりをこういうところに出場させるとなれば、それだけの責任というのがあるのではないか。生徒もそういうところで学んでいくべきことが大きいのではないか。それが1つ足りなければ、大きなことを身につけないで、反対のことを身につけてしまったなというふうな気がするんですね。これはこちら側じゃないと思いますけれども、きちんと知らせてあったということになれば、そちらの落ち度というふうに考えました。

小田原委員長 部活動指導を校務分掌にしたということですよ。その件ね。

川上委員 それと絡んできますよね。それには責任があるということですよ。そういうことも、やはりこういうふうな大会を教育委員会もここに参加してやっているわけですから、ちょっと全体を気をつけた方がいいんじゃないかというふうに思っています。

小田原委員長 陸上だけがそうなのか、ほかの運動が、一般を含めてそうなのかなんだけれども。コートとかグラウンドとかにいるときにはルールを守るけれども、そこを離れちゃったらルールを守らないというふうなスポーツでは、スポーツではないと。今の話を聞いていると、陸上で、審判長が講評しようとしたら、だれもいなかったというのは、陸上がすたれる原因だろうと思います。

石川教育長 私も何回か見ているし、ことしも初めから終わりまで見ていますけれども、やっぱり運営上の不手際なんですよ。その大きな原因は、あそこは狭いんですよ。昇降口のところだけ使ってやっているものですから。あの辺はやっぱり改善しなきゃいけないだろうなというふうに思いましたので、先ほどもこちらから改善をするということも言われていますので、大きな反省点として、次回に生かせればいいんじゃないかなというふうに思います。

とにかく一般から表彰して行って、中学生が最後になって、一般の人たちがそこに残っていれば、同じことをしたと思いますけれども、最初からどんどん帰らせるような方向でいっちゃったものですから、だから問題があったわけで、中学生の問題じゃないというふうに、私は思います。

川上委員 中学生ではないと思いますが、中学生には私が声をかけたので。お式がまだ済んでいないということは言いましたけれども、「はい」と言いながら、そのまま帰ってしまうというの、ほかの人がいないからというのは当然思います。そのときに、やはり引率の先生が表彰式の時間を知らなかったということがあったものですから、もう少し八王子市内の学校が参加する場合には特に心していただきたいというふうに思っています。

小林スポーツ振興課長 次年度の反省材料にさせていただきます。

小田原委員長 この1部から7部まで、男子、女子というのは、この順序はいいんですか。

混合名簿でもないし、古いままの感じもしないでもないけど、これは一般的か。

小林スポーツ振興課長 これだけ種目があるということなんです。

小田原委員長 何で一般女子を1番にしないのかとか、そういう話はないのか。中学を前にしろとか。そういうことはない。

そのほか、いかがですか。よろしいですか。

小林スポーツ振興課長 もう1件、資料がございます。スポーツ振興課です。富士森公園のテニスコートの利用時間の変更について御報告いたします。

富士森公園のテニスコートは、大変人気の高い施設でございます。その資料の裏面をごらんいただきたいと思います。

現在、使用開始時間8時45分から、昼間、夜と分かれていますけれども、4こま、2時間刻みであるわけですがけれども、この利用時間を8時から、45分早めまして、昼の部を5こま設定するというところでございます。

上段、下段と分かれていますけれども、4月1日から10月31日までを夏季、11月1日から3月31日を冬季という分け方をしてございました。また、この季節区分も、3月1日から9月30日まで、1カ月前へずらして、夏季という言い方に変えます。冬季の方も、10月1日から2月末日までを冬季という時間帯にして、冬季の方は時間が今度は8時半から。8時とは30分ずれますけれども、こま数を1つふやして、夜もナイターの部分を1こまふやして、お客さんの利便にこたえたいと、こんなふうな形の御提案でございます。

小田原委員長 これは御提案なのか。

小林スポーツ振興課長 一応この形で4月1日からやるという報告でございます。失礼しました。御提案ではございません。

小田原委員長 何か御質疑ございますか。

これは早朝練習をしたいと、明るくなったら使わせてくれと、そういう話ではないのか。

小林スポーツ振興課長 この季節、この時間から使いたいという声もかなりありまして、8時からということです。

小田原委員長 いや、もっと早く。

小林スポーツ振興課長 もっとこれ以上早いというのは、どこもやっていないようなんです。

小田原委員長 どこもやっていないんじゃないかと、そういう声はないのか。

石川教育長 近隣の騒音の問題もあるんですよ。ですから、大体こんなところ。

小田原委員長 コンコン音がするから。

石川教育長 あとは職員の勤務時間等との関係もある。

小田原委員長 それを承知で住んでいますという話じゃだめなんだな。

石川教育長 地元町会との間の話がなかなかつかないんですよね。これ以上早いと、勘弁してくれということなんです。

小田原委員長 夜10時までやっているというのはいいのか。

石川教育長 そのぐらいは一応受任の範囲といたしますか、我慢していただいていると思います。

菊谷生涯学習スポーツ部長 夜10時は、野球とかほかの種目も、10時まで一応地元の了解をとっていますので……。

小田原委員長 明かりのことを何か言う人はいませんか。

菊谷生涯学習スポーツ部長 明かりのことは、今回フットサルを新たにそこへつくりましたけれども、その苦情は1件もないです。ただ、ここじゃないんですけれども、上柚木の方は、照明を当初つけていないところがございます、後からつけようかといったら、やっぱり近隣の方から反対をされまして、夜間照明はつけられないということがございます。

小田原委員長 陸上の方。ああそうですか。

菊谷生涯学習スポーツ部長 ここに限っていえば、今のところ、明かりの苦情はございません。

小田原委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 じゃあ、スポーツ振興課の報告2件終わります。

続いて、施設整備課と生涯学習総務課からお願いします。

萩生田施設整備課長 それでは、報告事項の追加でございます。

第三小学校の改築事業ですが、18年度、今年度に基本設計、それから19年度に実施設計、20年度、21年度が工事ということで進んでおります。

ここで、基本設計が完了しましたので、その詳細について、担当の田代主査の方から報告申し上げます。

田代施設整備課主査 それでは、お手元の資料に沿って御説明させていただきます。

まず、今年度基本設計ということで、地域住民の声を反映するために、町会及びPTA代表者等による検討委員会を設置させていただきました。こちらの方で施設の全体の配置及び校舎内の教室の配置等について、御検討いただきまして、その意見を反映させた形で基本設計を完成させることができました。

こちらの検討委員会の方ですが、平成18年の7月19日から平成19年2月26日まで、計9回開催させていただきました。うち1回は第七小学校の施設見学という形で当てさせていただきました。

検討事項の概要でございますが、まず改築に当たっての学校の基本コンセプトということで、新しい学校のあり方というものを検討いただきまして、基本コンセプトについて、以下のとおり決定しております。

まず、大きなテーマとして「百年の夢と希望を、未来のこどもたちへ」と、こういう思いを込めて考えましたということをお伝えしたいということで、このテーマを設けました。その下に「まず安全、安心な学校」「教育内容の多様化に対応する学校」「人・環境・モノにやさしい学校」「ともに学びあうよるこびとふれあいのある学校」「地域の防災拠点となる学校」という5点を基本コンセプトとして、検討委員会の中で決定させていただきました。

この基本コンセプトに基づきまして、校舎の配置計画の方を考えまして、第三小学校は敷地が非常に狭いところにございまして、校舎をどこに建てるかということが、非常に大きな問題になっておりました。そこで、校地を大きく東西南北4つに分けまして、校庭面積の確保ができること、工事期間中も教育環境になるべく影響を与えないこと、近隣に対する日影の影響、こうしたものを最小限に抑えるということをお判断した結果、現在の校庭の南東側に校舎棟、その北側に体育館及び学童保育所棟を配置する計画といたしました。こちらにつきましては、2枚目の方に配置計画として、大まかな配置が載っております。こちらの方を御確認いただければと思います。

今回の中でも、学校というのが地域の教育財産であるということから、学校開放の考え方、こちらもかなり論議されました。基本的には開放エリアと非開放エリアに分けるような考えでございます。あと、なるべく開放エリアについては学校教育に支障がない限り、開放できるような体制を整えるということで考えております。

基本設計で校舎等の概要でございますけれども、施設の規模としましては、校舎が鉄筋コンクリート造の4階建て、約6,600平方メートル。体育館、鉄筋コンクリート造の

平屋建てで、こちらは学童保育所がございますので、そちらが隣につくような形になっておりますので、それを含めて、約1,170平方メートル。プールにつきましては、今のところFRP製を考慮しております、水面積310平方メートル。屋上、これは大プールが25メートル掛ける10メートル。小プールが6メートル掛ける10メートル。こちらの方を屋上に設置するという案でまとまっております。

校舎の概要ですけれども、狭い敷地を最大限に生かす考え方で、特に校庭面積を確保するということから、回廊型がやはり有利であるということで、七小と同様な回廊型としております。普通教室も七小と同様にオープン型にしておりますが、こちらの方は可動式の間仕切りを設けまして、音の問題等に対処できるように考えております。

もう一つは、こちらだとわかりにくいのですが、普通教室については、すべて南側に配置しています。こちらについては、児童が一番長く過ごすところですので、やはり南側に配置した方がよろしいということで、学校側からの希望もありまして、南側に配置しております。特別教室の方は、それ以外のところに配置しております。また、教室の前には多目的スペース等を配置しております。

校舎の通風性と体育館の日照を確保するために、回廊式ですと、どうしても北側の方の通風が悪くなったりしますので、1階部分に開口部を設けて、ピロティーとしております。なお、ほかの階は4階まであるんですが、北側の部分については、3階までに抑えてあります。ですから、体育館への日照を多少なりとも確保しているというところでございます。

以上で概要について説明を終わらせていただきます。

小田原委員長 施設整備課の説明は以上ですが、何か御質疑ございませんか。

齋藤委員 前回、第六中学校のときにも意見を言わせていただいたり、この三小の話が出たときにも、私は意見を言わせていただいたと記憶しているんですが、やはりある程度専門家の御意見を聞いていく必要があるんじゃないかと。今後、この中にも出ていますけれども、地域の防災拠点となる学校とか、緊急なときのことを考えたときに、そのときにたしか細野先生も同じような御意見を言ってくださったと思うんですけれども、やはり専門家の意見というものを今後取り入れていく学校設計というのが必要なんじゃないかというような話はあったと思うんですね。

私も、この第三小学校の委員の方々の名簿ももちろんいただいて、見ていまして、皆さん地域で一生懸命活動なさっている方だと。一生懸命会議をしてくださっていることは十分わかるんですが、やはり町会の役員の方ですとか、PTAの方ですとか、地域に一生懸

命頑張っていらっしゃる方ではあるけれども、決して防災の専門家だとか、建築の専門家ではありませんよ。そういった面から、この設計が今後学校を新しくつくっていく上で、よりいい学校の設計になっているのかどうか。専門家の御意見というのは聞いたりしましたか。

田代施設整備課主査 基本的に基本設計に関しましては、設計会社の方に委託しております。設計会社も検討委員会に同席して、専門的な見地から意見をもらうという形をとっております。

齋藤委員 それはいいんですね。でも、第六小学校のときにもその専門家の方々の御意見を聞きながら、いろいろと諸問題が発生してきたわけで、防災とか、あと防犯、子どもたちのいろんな安全性の問題、また学校に不審者だとか、いろんな問題がある。こういう新しい学校を全面的につくり変えようというのは、非常にいいチャンスだと思うんですよ。そういう専門家の方々に、ここをちょっとこう工夫すれば、より安全だとか、安心だとか、そういう意見を聞くべきなんじゃないですかということをご提案させていただいたんですが、実行されましたかということをお聞いているんです。

田代施設整備課主査 申しわけありません。そちらにつきましては、私ども、文部科学省から出されております学校整備指針というものを、まずは参照させていただいています。その他の防災に関するマニュアルも文科省の方から出されておりましたので、そちらの方の資料を今、参考にさせていただいているところでございます。

今、齋藤委員の方から御意見をいただきましたことにつきましては、今後実施設計においてさらに煮詰めてまいりたいと考えております。

小田原委員長 その実施設計、基本計画が出て、ここまで図面が出ていて、その専門家の意見を聞くということで、修正が出てきた場合、構わないんですか。齋藤さんが言っているのは、専門家の意見を聞くと、この前から言っているわけだから、聞いたかと聞いているわけ。

田代施設整備課主査 申しわけありません。聞いたかと言われると、もうそちらの方では、今回については配置計画と校舎内の配置ということでとどめさせていただきましたので、専門家の意見というのは、今のところ反映されておられません。

齋藤委員 報告事項ということなので、今さらどうこうということじゃないのかもしれませんが、ちょっとそのあたりが残念なんですよ。私、そのときにも御意見を言わせていただいたと思うんですが、今、テレビなどでもいろいろと出ていらっしゃる立正大

学の小宮助教授も、まちづくりをするとか、学校づくりをするときに、いろんなヒントがあるんだと。そういう危険な場所をつくらないというのは、検討していけば比較的簡単にできるんだと。そういうものをアドバイスしていきたいということをおっしゃっている方もいるわけですからね。ちょっとした専門家の意見を聞けば、もっとよりいい学校ができたかもしれないなというのを、なぜ聞けなかったのかな。

あと、体育館などの場合でも、ここはいざというときの避難場所にもなるわけですよ。そういったときの防災の専門家というのは、どういう方がいらっしゃるのか、ちょっとわかりませんが、いわゆる体育館に避難してきたときに、こういうものをつけておいた方がいいとか、こういうふうなことができないかという、お金をかけずにやる方法というのを聞く時間はあったような気がするんですよ。

田代施設整備課主査 申しわけございません。私どもの方で、これからの学校というのは、やはり地域に根ざしていなきゃいけないというところで、まずは地域の方々の御意見を伺いたいというところを最優先させておりました。また、齋藤委員からの御意見もいただいておりましたが、専門家の御意見を聞くところまで至らなかったというところで、今回の基本設計の中では、設備面についてはまだこれからの検討ということでしたので、あくまでも配置計画という中での検討ということでしたので、専門家の意見というところまでお聞きすることはできませんでした。

小田原委員長 前回出ていたことでは、大きいのが2つあるんですよ。まず、トイレ。体育館と校庭にトイレがあるのか、ないのかということですね。それから、もう1つは、多目的ホールが八角形だかになっていて、あれはどこだっけ。

萩生田施設整備課長 六中です。

小田原委員長 六中でしたっけ。それは並行するとかしないとかという話があったときに、面積でいえば四角の方が面積があるんだよという話も出たわけですよ。そのときに、防災だとか建築だとか、そういう専門家の意見を聞いたのかと。あるいはそういうことを考えているのかという話があったわけだから、そこを必要ないというふうに考えたのか、そういうことから十分考えて、その専門家はこの検討委員会の中には入りませんでしたと、そういうことを言わないといけないんです。

田代施設整備課主査 申しわけございません。基本的に私どもの方で、文科省から出されております指針に基づいてやっております。

小田原委員長 それはいいんです。指針に基づくことは当たり前なんですよ。そうじゃな

くて、今の質問に対してはどういうふうに答えるか。

田代施設整備課主査 申しわけございません。私どもの方では、基本的に死角がなるべく少なくなるようにであるとか、あと児童の動線と車の動線が重ならないよう。

小田原委員長 それはさっき聞きましたよ。

田代施設整備課主査 重ならないということで、基本的なところは検討しております。

小田原委員長 だから、トイレはどうか。

田代施設整備課主査 すみません。トイレにつきましては、外のトイレも今回は設置するように考えております。

なお、こちらにつきましては、総合型の地域スポーツクラブが今、第三地区でこれから発足するというので、通常ですと学校の余裕教室を使うのですが、新しい学校ということで、余裕教室はあり得ないということで、今の、こちらでいいますと、体育附属家ゾーンというところに、普通教室約1部屋分のスペースを設けるように考えております。その隣に外部トイレを設けるというような形で考えております。

川上委員 これは配置を考えただけですよ。

田代施設整備課主査 配置と平面図を考えただけです。

川上委員 平面図はもうお考えになったんですか。平面図の図面はいただけないんですか。

田代施設整備課主査 それはちょっと今回の資料でつけなかったんですが、もし必要であればお渡しいたします。

川上委員 設計図をいただければ、もし問題があると思えば、それを見ればわかるのではないですか。

小田原委員長 平面図が欲しいですね。それと今までの校舎配置図を出してもらおうとね。

田代施設整備課主査 わかりました。

小田原委員長 体育館などのこの西側の方の中身が、やっぱり考えているんだろうなと思いますし、体育附属家ゾーン、その中にトイレも当然考えられているんだろうなと思うんだけど。それから、学童がここの位置でいいのかどうかというのは、気にはなりますね。

田代施設整備課主査 こちらの方はちょうど北側になってしまうんですけども、学童保育は平屋ということで、一番北側に影響に少ないというところ。体育館を下げてしまえば、北側のお宅に大きな日陰を落としてしまうというところで、どうしても逆にするのができなかった。そうした敷地条件がございます。

また、南側につくってしまうと、どうしても校庭がいびつになってしまうという部分が

ありまして、最終的にこちらに落ちついたというところです。

小田原委員長　もう1つは、特別教室ゾーンをピロティーにしたというんだけど、口の字型の校舎にするのは、工学院が改築したときに、こういう口の字型にしたんですね。それは工学院の工学部の建築の教授が、最高のものだという形でやったというんですよ。それでピロティーにしていないわけ。風のことは考えない。だけど、風をここで考えなきゃいけないわけなのか、ピロティーにするのがいいのかということはどうなんでしょう。

田代施設整備課主査　まず、七小の方なんですけれども、完全に口の字型で回廊式になっているんですが、こちらの中庭が、例えば全部窓を閉めてしましますと、外からの風が全く入らないということになります。

川上委員　閉めれば入らないでしょう。

田代施設整備課主査　あければ入るんですけれども。

小田原委員長　それは何だってそうじゃないのか。あければ風は入る。閉めれば入らないのは当たり前じゃない。

田代施設整備課主査　ところが、常時あけっ放しということもなかなかできませんので…

…

小田原委員長　言っている意味がわからない。

田代施設整備課主査　中庭に。そうです。上からは入ってこないのと、あと下があいてますと、1階部分がピロティーになっておりますので、そこから中庭に向かって風が入るという形です。

小田原委員長　そうか。天井がないということか。中庭に何かあるのか。

田代施設整備課主査　天井はないです。

小田原委員長　天井はお金の節約ということか。

田代施設整備課主査　いや、これは採光と通風を確保するために、中庭には天井はつけておりません。完全に屋根もない、屋外という形です。

齋藤委員　私も地域の人間ですし、本業が建築なものですから、やはり興味があるんですけども、ブームがあると思うんですよ。いわゆるこのタイプは、第七小学校のタイプですよ。あそこで作ったものが、基本設計として、ほとんど私は基本的には横流れに来ているように感じているんです。それをいろいろと手直ししていると。

小田原委員長　七国もそうなんだよな。

田代施設整備課主査　七国の場合は、もう少し規模が大きい中庭になっております。

小田原委員長　まあ何とも言えませんが。

石垣学校教育部長　私もこの9回のうち7回ほど、一緒に検討会に入らせていただきました。齋藤委員さんのおっしゃる部分につきましては、ちょっと私もその部分は失念したのかなと思っております。ただ、これから基本設計に入るに当たって、大体配置は決まっていますけれども、例えば防災とか、そういう部分でどういうふうにやっていったらいいかということは、ちょっと専門家の方には伺ってみたいのと、そういう対応はとってみたいなと思っております。

ただ、今、この中庭のところに屋根がどうのこうのという話が出ましたけれども、検討会の中で結構何回もそのことについて、3回ぐらいですか、検討をしまして、私の方も検討しましたし、最終的には開閉式の屋根はどうかというような話まで出まして、そういうことについてはできないということで、最終的には地元の方も理解をしていただいた。

それから、防災の関係で、体育館のところを中2階にして、車が入れるようにしたらどうかと。それについては防災のときに、そこはいろいろな方が避難できるじゃないかと、そういう議論も出ました。ただ、非常に一小なんかを見ると問題があるというような議論も出ましたし。ここに「特別教室ゾーン」と書いてあるんですけども、ここが渡り廊下みたいな形になるんですね。そうすると、ここが下のところがあきますから、十分それでも平気じゃないかと、そんなような議論も出まして、その委員会の中にも専門家の方が、何人かそれなりにいらしたような気もしますので、本当の専門家かどうかというのはわかりませんが、結構いろんなところで情報を持っている方がいらっやいまして、結構な議論はしたという経過はございます。

ただいま齋藤委員さんのおっしゃったような部分については、時間がまだありますので、そういう中でできるような部分があれば伺って、計画に当たっては参考にしていきたいと思っております。

小田原委員長　齋藤さんが言いにくいだろうから言うけど、齋藤さんに言わせたら、みんな素人の集まりだとなっちゃうんですよ。だから、そういう点で、例えば採光と通風のことで屋根をつけなかったというけど、お金の問題ももちろんあると思いますよ。だけど、東京ドームのようなああいうシートの屋根にすれば、安く、簡単につけられるんですよ。明るいいし。明る過ぎるぐらい明るいんですよ、曇りの日だって。こういうのよりも明るくなりますからね。

だから、そうじゃなくて、雨が地面に落ちるようにするために、屋根をつけなかったと

言うんならわかるけど、そうじゃないんでしょう。廊下から入れないわけでしょう、この庭には。このピロティーだけからしか。

田代施設整備課主査 いや、途中から全部入れます。何カ所か、出入り口は設けてありますので。

川上委員 それは図面を見せていただければわかりますね。

田代施設整備課主査 はい。

小田原委員長 だから、その利用のことを考えたときに、屋根があった方がいいか、ない方がいいのかという話になるだろうと思うんですね。お金の問題と絡めてね。私は幾つか資格があって、屋根のある学校を見ているから、そうすると、やっぱりあった方がいいんですよ。工学院の教授に聞いたら、どういうふうに言うか、またわかりませんがね。

齋藤委員 こういう基本設計ができ上がったわけですから、いろんな方の御意見で。私も最初に言わせていただいたように、これからでもまだ間に合う問題があるかもしれませんが、ぜひ何とか時期を見て、これからでもできる内容について、いろんな面で専門家の方の御意見を聞きながら、ベストな方法を考えていくという必要性はあるような感じがするんですね。もちろん費用がかかったりとか、いろんな面もあると思いますけれども、そこでなるべくお金がかからないように、いろんな方の意見を聞きながら、よりよい方法というものを。

もろに子どもたちに影響が出るんですよ、校舎って。今、みなみ野のところなんかも、いろんなブームというのがあるのかもしれませんが、これは非常に大切な内容だと思いますので、多額なお金を使いながらやる事業ですから、よりよい方法というのを考えていただきたいと思います。最善の方法を。

それと、これはもちろん皆さんの方が専門で、いろんなことは考えていらっしゃると思うんですが、この場所を見たときに、体育館ゾーンと学童ゾーン、体育附属家ゾーンというんですか、今現在ここに現校舎が建っていますよね。恐らくこれは考えたなと思いますけれども、今の校舎で子どもたちを勉強させながら、新築をつくっていけるという、お金をかけない方法を随分考えていると思うんですよ。新しいところができ上がった段階で引越して、古い方を壊し、体育館を建てると。

恐らくそういう工程になっているんだろうなということは想像できますが、それはメリットなんですけれども、そこで大きなデメリットとして、今度は校庭が全然使えなくなるという可能性が出てきますよね。これは完成した図面ですけれども、工事中と現状の校舎

というもの、これを投影すると、ほとんど校庭がなくなっちゃうんじゃないですか。そこをどういうふうクリアしていくか。これはよく考えないと、長い工事期間になりますし、子どもたちにやはり運動させることというのは、ものすごい大切なことですから、十分そのあたりのことは検討して、代替を考えていかないと、これは大変かなというふうに思います。

小田原委員長　これは公園があるから大丈夫なんでしょう。

田代施設整備課主査　いや、公園の方ももちろん使わせていただくことは考えているんですが、それ以外にも代替地については、今のところは、実施設計と並行しながら、学校と調整して、決定していきたいと思っております。

小田原委員長　もう一、二点。ここのところ学校訪問に行って、昇降口までのアプローチが長い学校と、道路からすぐの学校と、2つあるわけ。私は、8時15分前に行くようにして、子どもたちの登校状況から見ていただけけれども、私が行ったときに、非常に無防備なのね、学校が。「どこのおじさん」なんて聞かれないで済んだだけでも、ひとここの警戒していたころがうそみたいなんですよ。だれも出て来ないし。

一方で心配なんです。特にこの学校は16メートル道路からすぐでしょう。この普通教室もですね。16メートル道路というのは、交通量は私はわかりませんが、そういう心配はないのかどうかということが1つ。

それと、常時生徒が出入りするの、この3カ所になるわけか。右側の方の上と下の。

田代施設整備課主査　基本的には、常時児童が出入りするの、1カ所。ちょうど校庭との間、16メートル道路と書いてあるところの真上のところ、ここを出入り口と考えています。それ以外の場所は、基本的には緊急時の場所と考えております。

小田原委員長　先生たちは右から入るんじゃないのか。

田代施設整備課主査　車で来た場合には右から入ります。

小田原委員長　ここもあいているわけでしょう。

田代施設整備課主査　基本的にはここと正門はオートロックとすることを考えております。

川上委員　オートロックということは、学校に伺って、今回も随分聞いてきたんですけども、それは声ですか。

田代施設整備課主査　いや、声ではないです。

川上委員　顔も向こうにわかるんですか。

田代施設整備課主査　インターホンを通じて、テレビに写すようには、それは考えており

ます。

小田原委員長 先生たちは車で来るわけだから。

川上委員 でも、私たちが伺ったときも、私たちは今は自分であけて、入って、自分で閉めて、入ってまいりますね。ですけれど、今度はそれがオートロックになる。ポンポンンとって、名前を言いますね。顔が幾らテレビで見えても、名前を知って、顔を知っている人が、中の職員にどれだけいるかということになったら、その安全性というものに関しては、ちょっと疑問だったんです。またいろんな方法を考えなければいけない。防犯ということに関しまして。ちょっと横道にそれていますけど。

小田原委員長 騒音は大丈夫なのか。16メートル道路というのは大丈夫なのか。人通りが多いとか、のぞかれるとか。普通教室に近いけれども。

田代施設整備課主査 基本的にはそちらの方をのぞかれないような形で、ある程度柵を設けたり、生け垣等をつくって、直に中が覗けないような形は考えております。

川上委員 今、騒音ということで気になりましたが、この間訪問した学校のそばに線路が走っていて、窓が開いていますと、電車が通過する時、非常に音がするんですね。校長先生、それからほかの先生も「そんなに気になりません」とおっしゃったんです。私は非常に気になったんです。ということは、気にならないということは、それはなれて、麻痺しちゃっているのではないかと、ちょっとそんなふうな気がしたので。クーラーもないということでしたから、窓を閉めて、そういうところは特殊な状況として、そういう設備というものも考えなければいけない。ちょっと報告書にはお書きしましたけれども。ここの国道16号線の騒音があれば、二重窓なりエアコンなりということをお考えいただきたいと思います。

小田原委員長 基本的コンセプトの中に「教育内容の多様化に対応する学校」とあったけれども、空き教室があまりないという話をしませんでしたか。

田代施設整備課主査 余裕教室は全くありません。

小田原委員長 それで教育内容の多様化に対応できるんですか。

田代施設整備課主査 余裕教室といえますのは、普通教室に使っていたところですので、実際に今、使っているところは、普通教室を転用している部屋を使っていますので、専用の部屋を逆に設けていますので。例えば生活科室であるとか、ランチルーム等については、最初から設けております。

小田原委員長 少人数も大丈夫か。

田代施設整備課主査 少人数も対応できるような部屋を設けてございます。

小田原委員長 幾つか回って、算数の展開授業を、3クラス4展開とかやっているときに、教室があっちへ飛んじったり、それから2学年の展開授業ができないと。算数の先生も少ないからというのがあられるかもしれないけれども、それで苦労しているところがあるので、余裕教室はないけれども、そういうのには対応できるということでもいいですか。

田代施設整備課主査 はい。多目的スペースという形で、教室を連続したスペースを設けてありますので、そちらの方でもある程度展開可能かと思っております。

小田原委員長 ある程度なのか。

田代施設整備課主査 ある程度といいますが、どの程度教育内容が変化するかというのがあると思います。

小田原委員長 学校の先生というのは、生活科室とやっちゃうと、生活科以外には使っちゃいけませんと考えるんですよ。私は教室は、できるんだったら、たくさんつくっておくべきだというふうに思うんですよ。余裕教室がないというんじゃなくて、余裕教室があるというふうにやっぱりしておいていただきたいと思います。

齋藤委員 もう一点。川上先生が言ってくださったので、それにプッシュして言うておきますけれども、この前の16メートル道路というのは、南口から真っすぐ、市民会館の前を通過して、西八王子に抜ける、将来相当交通量のふえる道ですよ。今現在もかなり交通量がありますけれども、将来的にはこれは恐らく八王子市の計画の中で、西八王子の中に一気に抜けていく、相当交通量のふえる道、16号からあそこを左に曲がって、一気に行く道ですよ。今、どんどんあそこを工事しています。相当交通量がふえてくる道だと、私は思っています。

小田原委員長 これは市民会館のところの道か。

齋藤委員 市民会館から真っすぐ来た道です。ですから、ここはもっともっとふえてくると思います。今現在も相当渋滞してきていますよね。だから、今、先生がおっしゃってくださいましたけれども、この普通教室ゾーンというのは、この道が一気に近寄ってきていますから、その騒音等は検討してやらないと、今後苦しくなると思います。この段階で、ちょっと防音のことは検討してやる余地があると思います。

小田原委員長 石川先生、後からクーラーを入れると、その設備費とか管理費というのは高くなりますか。

石川教育長 高くなります。一応つけられるようには設計するんだよね。

小田原委員長 そのほかいかがでしょうか。

それでは、施設整備課の報告は終わりということによろしいですか。

後でいろいろ言われぬように、前から言われたいたことについては、きちんと対応するように、ぜひお願いしたいと思います。

米山生涯学習総務課長 これは平成19年度の予算が通ったという条件で、生涯学習スポーツ部の事業計画(案)について、宮木課長補佐から簡単に説明したいと思います。

宮木生涯学習総務課主査 平成19年度に予定をしております生涯学習スポーツ部の事業計画について御報告いたします。

まず、事業数でございますが、部全体で、他団体との協働事業等を3つ含めまして、213でございます。そのうち前年度からの継続事業が185でございます。新規事業は、網かけの部分でございますが、体育館での各種種目のスポーツ教室等を含めまして、28でございます。参考までに、18年度は全部で187事業でございました。

それでは、各所管ごとに御説明いたします。

まず、資料の表でございますが、表は左から、事業名、事業内容、募集人員・時期・会場、対象、最後に前年度実績という順になっております。

資料の1ページから2ページ、生涯学習総務課でございますが、生涯学習コーディネーター実践講座ほか9事業を予定しております。このうち2ページにございます青少年海外交流事業、これは新規事業でございます。また、主催事業ではありませんが、関連事業としまして、東京都市長会と町村会の助成事業であります、多摩島嶼子ども体験塾の1つとして、生涯学習総務課も入った実行委員会主催で、自然体験・自然観察会を、旧稻荷山小学校周辺で行う予定であります。

次に、3ページから6ページまで、中央、南大沢、川口公民館ですが、学習スペースとしてのフリースペースを含めまして、3館で30事業を予定しております。また、川口公民館では、協働事業としまして、6ページの2事業を行う予定でございます。

次に、7ページから8ページ、文化財課ですが、郷土資料館の特別展等、17事業を予定しております。また、郷土資料館ガイドボランティアとの協働で、講演会「戦争体験を語る」を行う予定です。

次に、9ページから14ページの図書館ですが、中学生の職場体験や小学生の一日図書館員などの体験事業や、図書館の使い方講習会、インターネット検索の講座、図書館まつり等、43事業を予定しております。

続きまして、15ページのこども科学館でございます。プラネタリウム投影や科学実験ショーなど、15事業を予定しております。なお、プラネタリウムですが、12月から翌20年3月まで、改修のため休止を予定しております。

次に、16ページから18ページのスポーツ振興課でございますが、新規事業としまして、個人向けの健康体操教室のほか、夢街道駅伝や八峰登山など、29事業を予定しております。

最後に、市民体育館と甲の原体育館ですが、19ページから27ページまで。ネオテニスやミニテニスなどの一般開放のほか、各種スポーツ教室等で64事業を予定しております。新規の種目の教室は26でございます。

以上でございます。

小田原委員長 生涯学習総務課の報告は以上ですが、何か御質疑ございませんか。

齋藤委員 この資料は先ほど配られたものですね。これは今日配られたものですね。

事前にはいただいていない。報告事項ということなんですけれども、19年度の生涯学習スポーツ部の事業計画(案)。報告事項で、何だかちょっとポイントがわからないんですが、やはりこれが、こういうものがいいんじゃないとか、いや、これはどうなのということを検討するんであるならばという、そういう話じゃないわけか。単なる、こういうのをやりますよという報告ということで受けとめればいいんですか。

小田原委員長 教育総務課は何で出ないのか。前もそんなことを聞いたような気がするけれど。それと一緒になれば、わかる話になってくるんだよ。それでこういうふうに出てくるから、教育総務課じゃなくて、生涯学習総務課が何で案が出てきて、それが報告なんだというふうになっちゃうんじゃないのか。しかも、NHKの体操が何でなっているのか。去年のをこのままやるから、こういうふうになっちゃったんじゃないのか。

宮木生涯学習総務課主査 これは消してあるので。一応参考までに、昨年あって、ことしやらないものは……

米山生涯学習総務課長 これは昨年、実は前年度事業がわからないということが1点、指摘されました。それから、前年度実績をわかるようにしなさいということと言われましたので、委員さんの御指摘のところを中に入れさせていただきまして、こういう形にしました。

それから、昨年やっぱり指摘されて、遅く報告したので、事前に早い段階で教えてくださいということで、これはまだ予算が通らないと、このとおりになりませんので、それで

案ということです。

当然、予算が通った中でも、予算の範囲内ではほかの事業も入れ替えはできますので、講座の中でも、よく見ていただくとわかると思うんですけども、特に公民館あたりですよ、たしか。何とか講座という、講師謝礼を持っていますので、私どももそうなんですけど。例えば何か事業をやるに当たっても、例えば生涯学習コーディネーター実践講座をやるに当たっても、今、6回を予定していますけど、中身がよくない、7回にするという話はすぐできる。中身の中は変えようがある。

ただ、やる事業名については、基本的にはこれをやっていきたい。内容はかなり工夫の余地がありますけれども、事業名については基本的には、継続事業と、ある程度市民の皆さんのニーズをつかみながら、事業名を落とし込んでありますので、これについては言われた場合には、私どもも持ち帰って議論させていただきたいと思います。

齋藤委員 前に、去年だったかな、やはりこの話が出たときに、こども科学館の内容の中で、夏休みに現役の先生方にやっていただいたらどうだという案を私、出したと思うんですよ。私なりに出した案としては、名案だなと、自分自身で自画自賛しているようなところがあるんですけども。先生方の勉強にもなるし、先生を慕って、子どもたちも集まってくる。つまり入館もふえてくる。それで、先生もやっぱり勉強にはなってくる。学校の授業とは違った段階で、いろんな子どもたちが集まる中で、いろんな実験を理科の先生たちにやっていただくという。いい案なんじゃないのかななんていうのが、そういうのはこういうところでは反映されているかどうかということをお聞きを兼ねたいわけでしょう。

森生涯学習スポーツ部主幹 今回の齋藤委員のお話ですが、確かに学校の先生に来ていただいて、実験をしていただく。これは学校との密接な関係を持ちながら、先生が忙しいところがございますので、こちらの方を働きかけるにはどうしたらいいか。これも学校教育部と調整していかなきゃならない。

もう1つ、学校の勉強そのものを実験するわけじゃなく、いわゆる学習指導要領ではなくて、別の意味で、そのような科学のおもしろさ、不思議さというのがあるわけです。例えば企業からいろんなものを、今回使っているのはオリンパスとかアジレント・テクノロジー、それから日本電子さんの御協力をいただいて、学校では体験できないような実験とかそういうものをしていただいた。これは科学館でまた自主的にできればいいと、そういうのがありますので、連携については今後検討していかなければなりませんけれども、とりあえず科学の実験を教えるについては、科学館独自の方法で今、やっているところであ

ります。齋藤委員の方については、今後とりあえず学校の先生と調整をしながらやっていきたいと、そう思っています。

齋藤委員 わかりました。余計なことを私、言っちゃって、またこれは変な、学校の先生に強制的に何かやってもらいたいなんて言っているわけじゃ全くありませんよ。先生の中にはやってみたいという方もいらっしゃるんじゃないかと思うんですよ。やっぱり理科が好きで、いろんなところで、自分の実力を試してみたいとか、そういうところで枠を広げておいてもらいたいということは、前にも意見を言わせていただいたと思うんですけどね。その意見を今言うのは、米山さん、ちょっと的が外れているんですか。つまりこういう資料が出てきたときに言うべき内容だと、私は思うんですけれども。

米山生涯学習総務課長 はい。それはそういう御意見なら、持ち帰って検討する内容ですし、基本的には、先ほどの事業の中で簡単にいいますと、例えば私どもの事業でも、親子ふれあいキャンプ。じゃあ中身をどうするのかというのはまだこれから、基本ベースは昨年をベースに検討しますけれども、当然新しい内容を入れていかなきゃならない部分があります。逆にいうと、親子ふれあいキャンプは、今までの団体がいいのかどうなのかを含めて議論をしていますので。やっぱり子どもたちの視点に立って、あと経済的な、いかに有効にそういった人材を使うかという部分は、これからの市民協働の時代に一番必要な内容ですので、言っていただければ、そういうのをできるだけ取り入れるような形はしてまいりたいと思います。

森生涯学習スポーツ部主幹 それで、私どもも学校の先生との話の中では、やはり連携を持つというのが1つの大きな要素としてあります。この連携をどうやって持つのかというのが、今後ちょっと課題になるかなと思います。その中で、夏休みばかりじゃなくて、ふだん年間を通してどうするかというのも、1つの課題としてありますので、教育委員会の中で協議していますので、このような連携を持つということも、今後考えていきたい。

小田原委員長 その連携を持つというのは課題だというのは、問題があるということか。それをやらなきゃいけないというふうに考えているから、課題だというふうに言うわけ。

森生涯学習スポーツ部主幹 1つは、来年から学校の理科の先生を嘱託員として、私どもが採用しまして、学校を含む連携をできるんじゃないかと。私ども、学校の理科の先生との連携がなかなか図れていません。その意味では、調整とか連絡とかいろんなもので。学校の理科の先生の経験者を、来年からは私どもでも館職員として採用しますので、その辺で少しずつ図っていきたいということで、その辺は理科の先生、そういう人がいないと、

なかなか難しいと思います。

小田原委員長 何で難しいかというのを聞くと、答えられないだろうと思うけれども、学力向上ということを考えたら、学校の先生が、こちらから声をかける前に、こども科学館をどうするかということを考えなきゃいけないんですよ。

ある資料によると、学力の高い大学生は、子どものころ昆虫少年だったとか、ものづくりに熱中していたとか、何らかのそういうことに夢中だった。ピアノに一生懸命だったとか、そういう方は本当に学力が高かったというデータがあるそうです。そういうことを考えたら、理科の先生はもっと科学館を活用するとか、そこに子どもたちが来るようにするとか、あるいは八王子には理科の学習の場というのがいっぱいあるわけですから、そういうのをどうやって活用していくかというのを考えなきゃいけない。そのキーというか、あるいはセンターというのが、こども科学館だろうというふうに思いますのでね。

齋藤さんは強制するつもりはないというんだけど、私は強制してでも、そういうふうに考えなきゃいけないだろうというふうに思いますよ。齋藤さんは優しいから、強制するつもりはないと言っているけれども、心は強制すべきだと。何ならば自分が行こうなんて考えているんだから。そういうことを考えてくださいということですね。

齋藤委員 1つ確認ですけど、ということは、じゃあきょう配られた内容ですから、案ということで、これを持ち帰って、いろいろとまた何か気がついたことがあれば、次回でもまた発言してもいいという、時間的余裕があるのか。

小田原委員長 金がかかることはだめでしょう。

米山生涯学習総務課長 はい。

齋藤委員 時間的な経緯的にはどうなんですか。まだ次回、何か発言できる時間的な余裕があるんですか。

菊谷生涯学習スポーツ部長 ここに事業計画（案）ですし、中身についてはさっき米山課長の方からお話がありましたように、今後検討することですので、委員さんの方から、こういうことは検討できないかというような御提案をいただければ、経費がそれほどかからないものであれば、対応できるというふうに考えております。今回報告事項ですので、次回どんな形で定例会の方に上げるかというのは、また教育総務課の方とも相談させていただいて、意見の発表ができるような形をとらせていただきます。

小田原委員長 そういうことでよろしいですか。

それでは、特になければ、終わりですが、何か報告ほかにございますか。

石垣学校教育部長 事務局からは、特にございません。

小田原委員長 ないようでございますので、それでは、ここで暫時休憩にいたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退出願います。

【午後4時12分休憩】